

平成 29 年 第 1 回

高森町議会 1 月臨時会会議録

平成 29 年 1 月 16 日 開会



高 森 町 議 会

1 月 1 6 日 (月)

(第 1 日)

平成29年第1回高森町議会臨時会（第1号）

平成29年1月16日

午前11時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

8番 本田 生一君

10番 佐伯 金也君

日程第2 会期の決定

（1） 会 期 （1日間）

自 平成29年1月16日

至 平成29年1月16日

（2） 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
1月16日（月）	本会議	議案審議

日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第3号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第4号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

日程第7 議案第5号 平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 牛 嶋 津世志 君

4 番 興 梶 壽 一 君

6 番 立 山 広 滋 君

8 番 本 田 生 一 君

10 番 佐 伯 金 也 君

3 番 後 藤 三 治 君

5 番 芹 口 誓 彰 君

7 番 森 田 勝 君

9 番 田 上 更 生 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	佐藤武文君	生活環境課長	松本満夫君
政策推進課長	馬原恵介君	住民福祉課長	安藤吉孝君
健康推進課長	阿南一也君	税務課長	佐伯実君
農林政策課長	後藤健一君	建設課長	沼田勝之君
会計課長	河崎みゆき君	たからポイントチャネル事務局長	東幸祐君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	監査委員事務局長	安方含君
生活環境課審議員	田上浩尚君	政策推進課審議員	橋本俊太郎君
農林政策課審議員	古澤要介君	教育委員会審議員	堺昭博君
総務課長補佐	岩下徹君	総務課総務係長	岩下雅広君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	山田耕生君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前11時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 改めまして、町民の皆さま、議会の皆さまに新年の御挨拶を申し上げます。

あけましておめでとうございます。

平成29年が町民の皆さま、そして議会の皆さまにとって、すばらしい年でありますように祈っております。

昨年は、4月におきました熊本地震、6月の集中豪雨、また阿蘇の中岳の噴火と多くの災害に見舞われ、特に年末は火災等の心配等々もあったかと思います。

町民の皆さまも、過去にはないくらいですね、御心配がなされた大変な1年であったことと思っております。

熊本地震からの復旧復興につきましては、まさに始まったばかりでございます。

当町が関連をいたしております特に道路復旧であったり、南阿蘇鉄道の復旧、そして、養護老人ホーム湯の里荘の再建ですね、このことは、あえていうならば、町内のことだけではなく、全体的なことでもありますが、今年が本格的な復旧を図る第一歩と、復興を図る年と位置づけて最大限努力する所存でございます。

南阿蘇鉄道に関しましては、御承知のとおり、たかもりポイントチャンネルでも、もう放送いたしておりますが、昨年末にも視察をいただきました。赤字ローカル議連のメンバーの方、国政のメンバーの方に視察をしていただいたところでございます。

国土交通省のほうからも、九州熊本のみならずですね、本省のほうからかなりの人数の方が同行をなされておったわけでございます。これから復旧の金額が分かり次第、財務省と協議をやらなければいけないというところが、これから先、始まるところではないかというふうに考えております。

また、広域の議員さんにもお世話になりまして、養護老人ホーム湯の里荘の災害としての認定に関しましては、やはり議会議員さん全員の方が理解をいただいて、一緒に汗をかいていただいたおかげで、どうやら前例にないような形で進むのではないかというふうに考えておりますが、入所されている方、そして家族の方、そして、そこで働かれてこられた職員の方のですね、お気持ちを察しますと、何が何でも

も、とにかく早く、この南郷谷に帰ってきたい、阿蘇に帰ってきたいというところではないかというふうに考えておりますので、今後も広域の議員の皆さまには、大変ではございますが、後押しをいただければというふうに考えているところでございます。

また、復興に当たっては、高森町といたしましては、ピンチをチャンスに変える、知事がおっしゃる創造的な復興というところを何らかの形でモデルになるぐらいの計画を出していかなければいけません、それに伴い、逆に言いますと、財政的な覚悟も必要になるというふうに思っておりますが、やはりここは創造的な復興を果たすためにも、ひとつ覚悟を決めてですね、また同時に議会の皆さまの御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思っております。

また、個人的ではございますが、町長として2期目の折り返しを迎えました。昨年、職員の方にやっていただきました中間検証に基づき、着実にマニフェスト、政策集を達成するために残り期間を全力で努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、議会議員の皆さまからのアドバイス、そして御協力を賜ればというふうに考えております。

さて、本日は平成29年第1回臨時議会の中で、議案5件を提案させていただきました。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成29年第1回高森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 本田生一君及び10番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 月 1 6 日の 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

-----○-----

日程第 3 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第 3、議案第 1 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

議案第 1 号、工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の契約は、町道西原・前原線復旧復興防災道路整備工事の 1 工区にかかる工事請負契約でありまして、契約金額 7,311 万 6,000 円。契約の相手方は、熊本県阿蘇郡高森町大字高森 6 5 6 番地 1、株式会社高梢、代表取締役藤本政実氏であります。

契約の方法は、1 月 1 3 日に行いました 9 社による指名競争入札の結果によるものでございます。

地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

なお、工事の詳細については、後ほど建設課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。

町道西原・前原線につきましては、防災用道路としての機能を備えた道路としまして、社会資本整備総合交付金と過疎債及び国の補正予算債の交付を受けて整備するものであります。

補償交渉が先月完了いたしまして、今回入札を行ったものであります。早期の竣工を図るために工事区間を 2 工区に分けて入札を行ったものであります。

まず、工事概要としましては、1工区は道路工事延長が140m、水路工事延長が260m、道路部分につきましては、下層路盤工までの整備を行いまして、また水路につきましては、防災用道路としての機能をもたせるために、幅3m、深さが1.5mの大型水路を布設することとしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第2号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第2号、工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

この契約も先ほど提案いたしました町道西原・前原線の整備工事でございます、2工区になります。

契約金額といたしましては、7,300万8,000円でございます、契約の相手方は、熊本県阿蘇郡高森町大字高森1589番地16、株式会社草村企業、代表取締役桐原文夫氏であります。

契約の方法につきましては、先ほどと同じく1月13日に指名競争入札を行いました結果でございます。

提案理由につきましても、同じく、地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 2工区につきましても、財源等は先ほどと同じであります。

2工区につきましては、道路工事延長が180m、水路工事延長が237.8mを予定しております。道路部分につきましては、1工区と同じ下層路盤工までの整備を行い、水路につきましても、防災用道路としての機能をもたせるために、幅が3m、深さ1.5mの大型水路を布設することとしております。

御承認いただきますように、お願いいたしまして御説明といたします。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第3号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

議案第３号で御提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律において、外国人の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴いまして、規定を整備するものでございます。

改正内容でございますが、住民税において、分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めるものとする特例を定めるものでございます。

また、これに伴う規定の追加を修正するものでございます。なお、平成３０年以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

本来であれば１２月の定例議会にお諮りするところでありましたが、今回の提案となりましたことをおわび申し上げます。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第３号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第４号 平成２８年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第６、議案第４号、平成２８年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第4号で御提案いたしました平成28年度高森町一般会計補正予算について（第9号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ209万円を追加し、予算の総額を58億344万7,000円とするものでございます。

予算書と、また別に1枚、第9号の概要書をお配りいたしております。まずは予算書の4ページをお開きください。

地方債の変更でございます。情報通信基盤使用料債、これは過疎債のソフトですね、それと避難所備蓄倉庫整備事業債、これは過疎債のハードに当たります、につきまして、それぞれ追加借り入れが可能となったことから、限度額を増額するものでございます。

続いて7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

第18款、繰入金につきましては、地方債の追加借り入れに伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金の減額と、熊本地震により住宅の一部損害被害を受けられた方へ、高森町独自に見舞金を支給することとし、その財源として、高森町災害基金繰入金を計上いたしました。

第21款、町債につきましては、先ほど御説明を申し上げましたとおり、地方債の追加分をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、8ページから歳出について御説明いたします。

総務費の企画費につきましては、情報通信基盤使用料の起債借り入れ増額に伴う一般財源からの組み替えでございます。

同じく、総務費の賦課徴収費につきましては、申告により社会保険料控除や扶養控除等に変更が生じ、納め過ぎた税金の還付が発生する方に対し、早期に還付する必要があるため、過誤納金還付金を追加計上いたしました。

次に、民生費の児童福祉費につきましては、受診した病院の窓口で医療費を支払わなくても済む、いわゆる現物支給の対象となる病院の増加等に伴い、委託料が不足することとなったため、追加するものでございます。

同じく、民生費の民生費熊本地震災害救助費につきましては、地震により住宅の一部損害被害を受けられた世帯に見舞金を支給するものでございます。

熊本県におきましては、一部損壊の住宅で修理費用が100万円以上かかった世帯に一律10万円の支給を始めており、県内の各自治体においても市町村独自支援の取り組みが行われているところでございます。

このような県内の動向や本町の被害状況、また、同じ南郷谷に隣接する南阿蘇村の決定等を受け、本町の独自支援としては、修理にかかる費用が30万円以上の世帯に一律3万円の見舞金支給ということで計上をさせていただきました。

支給基準等の詳細につきましては、熊本県にはば準ずることとしており、今後TPCたかもりポイントチャンネルや回覧等で周知し、申請期限は来年、平成30年3月30日を予定しているところでございます。

なお、住宅で一部損壊の罹災証明書につきましては、現在109件交付済みであります、その約半分の50件で予算計上をいたしております。

9ページをお開きください。

消防費の消防費熊本地震対策費につきましては、借り入れの追加が認められたため、避難所備蓄倉庫整備事業につきましては、一般財源からの組み替えを行うものでございます。

また、お手元にもう1枚お配りをいたしております高森町一般会計補正予算（第9号）の概要書につきましては、先ほど御説明をさせていただきました熊本地震災害見舞金の内訳でございます。

先ほど申し上げましたように、対象額、支給額、申請期限、そして南阿蘇村と同基準であるということでございます。

詳細につきましては、今後また議会の皆さまの御決定をいただいた上で、先ほど申し上げますように、広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

1点、御訂正をさせていただきたいと思います。

4ページ、地方債補正で避難所備蓄倉庫整備事業は、過疎債のハード事業と私が説明いたしました、緊急防災減災事業債でございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯です。大変な財政運営の中でやり繰りをされていられるということで、御苦勞を察しをいたしますけれども、財政担当のほうにちょっとお伺いします。基金繰入金を減らされて、今回は地方債のほうで、それで代替えをするということでもありますけれども、通常一般の家庭で考えると、定期を崩して事業する予定だったけれども、定期は、そのままにして、結果的に新たな借り入れをして、そちらのほうですというふうな解釈なんですね、そうなったときに、

どっちが得かということを考えれば、安い利息であれば得だと思うんですけども、これでは４％以内ということなんですが、大体見込み利息というものは、地方債の見込み利息、分かっておればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） お疲れさまでございます。１０番 佐伯議員の御質問にお答えしたいと思います。

地方債につきましては、町の借入れ、一応４％以内ということでしております。実際的には、いまのところ１％を切っておりまして、大体１％弱前後程度で借入れるということになっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第４号、平成２８年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４号、平成２８年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第５号 平成２８年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第７、議案第５号、平成２８年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第５号で提案いたしました平成２８年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、提案理由を御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ１，４００万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億３，５５８万４，０００円とするものでございます。

12月定例会におきまして補正いたしました但、退職被保険者の中に重大な疾病の患者が判明したことにより、今回補正するものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算について、御説明申し上げます。

第5款、療養給付費等交付金を1,400万円増額しております。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出について、御説明申し上げます。

第2款、保険給付費、2目、退職被保険者等療養給付費につきましては、1,000万円増額しております。

これは、先ほども申し上げましたが、これまで退職被保険者等療養給付費につきましては、全体で平均月額が250万から300万円の支払いでありましたが、退職被保険者の中に重大な疾病の患者が判明いたしましたことにより、その治療費として150万から200万円月額が増加することが予想され、今回補正するものでございます。

第2款、保険給付費、2目、退職被保険者等高額療養費につきましても、今後の見込みにより増額するものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものにつきまして、その概要を説明いたしました但、御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。国民健康保険の総額を見ますと、もう震えが出るような金額になってきておるようでございます。国民健康保険のシステムを将来的には、どんどん変わってくるわけなんです但、皆さん方から国民健康保険税を徴収をするわけなんですけれども、もうぼちぼちですね、皆さん方、自分たちのほうが払うのが限界に達しようとしております。その中で、あくまでもやっぱり療養費が基本で、それに対しての国民健康保険税であります。その中で、十分なレセプト点検等とされておると思います。今回の場合は、退職者の方の被保険者の療養給付費ということでございます但、退職された後に重大な疾病が見つかって、その療養費にかかるということなんですけれども、退職前の予防についてですね、やっぱり最初からそれを辛抱していたから、こういうことになるわけであつ

て、やはり事前予防というものが非常に私は重大だと思うんですけれども、こういうことを受けて課長さんのほうから、今後について、自分たちがやるべきことの課題というのが分かったら、そのあたりを言っていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 10番議員の質問にお答えいたします。やはりですね、健康につきましては、病気になる前の健診等が一番必要になると思っております。住民健診等ですね、行っておりますけれども、できるだけ住民健診等を受けていただき、病気になる前の発見等に努めていただきたいと思います。

また、今後ですね、健康保険につきましては、制度につきましては、平成30年度から県のほうが財政運営の主体となるようになっておりますので、今後また、いろいろな形で、平成29年度につきましては、平成30年に向けた制度の改正につきましても、いろんな形で皆さんにお諮りしたいと思いますので、その際には、よろしく願いしておきます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

————○————

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

————○————

閉会 午前 1 1 時 3 5 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平 成 29 年 第 1 回 臨 時 会

平 成 2 9 年 1 月 発 行

発行人 高 森 町 議 会 議 長 田 上 更 生

編集人 高森町議会事務局長 佐 藤 幸 一

作 成 株式会社アクセス

電 話 (096) 372-1010

高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電 話 (0967) 62-1111